

## 公立大学法人長野県立大学情報システム利用規程

平成 30 年 4 月 1 日 規程第 505 号

最終改正 令和 6 年 11 月 25 日

### (目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人長野県立大学情報システム運用基本規程（以下「基本規程」という。）第 18 条の規定に基づき、公立大学法人長野県立大学（以下「本学」という。）における情報システムの利用に関する事項を定め、もって情報セキュリティの確保及び円滑な情報システムの利用に資することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この規程において使用する用語は、基本規程において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用者等 基本規程に定める利用者及び臨時利用者をいう。
- (2) アカウント 各情報システム管理者が利用者等に交付する、情報システムを利用するためのユーザーID 等のことをいう。

### (利用の目的)

第 3 条 各情報システムの利用は、次のいずれかに該当する場合に限る。

- (1) 本学における教育・研究目的
- (2) 本学における事務業務目的
- (3) その他本学が認めたもの

### (適用範囲)

第 4 条 この規程は、本学敷地内外を問わず、利用者等に適用する。

### (遵守事項)

第 5 条 利用者等は、情報システム運用基本方針、基本規程及びその他本学の関係諸規程を遵守しなければならない。

### (各アカウントの交付)

第 6 条 利用者等は、その身分を取得したのち、各情報システム管理者もしくは管理担当者からアカウントの交付を受けるものとする。

2 利用者等は、その身分を失った場合は、自動的に各情報システムに係るアカウント使用権限を失う。

(各アカウントの管理)

第7条 利用者等は、各アカウント及びパスワードの管理について責任を負い、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 自己のアカウントを他者に使用させ、又は他者の全学アカウントを使用しないこと。
- (2) 自己のアカウントのパスワードを他者に開示しないこと。
- (3) 他者のアカウントのパスワードを取得し、又は使用しないこと。
- (4) アカウントにより接続中の利用者の端末について、他者が無断で画面を閲覧し、又は操作することができないように配慮すること。
- (5) 本学関係者以外の不特定多数の者が操作、又は利用できる端末から情報システムにアクセスしないこと。
- (6) アカウントを他者に使用され、又はアカウント情報の紛失等によりその危険が発生した場合は、直ちに各情報システム所管課等に届け出ること。
- (7) ユーザーID 又はパスワードを失念した場合は、速やかに問合せ、IDの確認及びパスワードの再設定を依頼すること。

(禁止行為)

第8条 利用者等は、情報システムの利用について、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 情報システム又は情報について定められた目的以外の目的による利用
- (2) 本学が指定する方法以外の方法による情報システムへのアクセス
- (3) 本学が使用を禁止したソフトウェアやプログラムの使用
- (4) 本学が指定する情報システム以外の情報システムを学外の者に利用させる行為
- (5) 守秘義務に違反する行為
- (6) 差別、名誉毀損、侮辱又はハラスメントに当たる行為
- (7) 個人情報又はプライバシーを侵害する行為
- (8) 不正ソフトウェアの作成、所持又は配布
- (9) 著作権等の財産権を侵害する行為
- (10) 通信の秘密を侵害する行為
- (11) 営利を目的とした情報システムの利用
- (12) 過度な負荷等により情報システムの円滑な運用を妨げる行為
- (13) 他人を詐称する行為

- (14) 詐欺等の犯罪に結びつく行為
- (15) 自己の管理下にある情報以外の情報を改ざんし、又は消去する行為
- (16) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、掲載し、又は書き込む行為
- (17) 計算機資源を不当に占有し、又は浪費する行為
- (18) 無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (19) 他の利用者等若しくは第三者に対し無断で広告、宣伝、勧誘等の電子メールを送信する行為又は他の利用者等若しくは第三者が嫌悪感を抱く電子メール（嫌がらせメール等）を送信する行為
- (20) わいせつな内容その他の不適当な内容の画像、文書等を送信し、又は掲載する行為
- (21) 利用者等若しくは第三者の設備、本学情報ネットワーク設備等の利用又は運営に支障を与える行為
- (22) 公職選挙法その他法令又は条例において定めのある選挙運動に相当する行為又はこれに類似する行為
- (23) 事実に反する情報又は意味のない情報を故意に送信し、又は掲載する行為
- (24) 不特定多数への転送を求める電子メール又はこれに類する情報の送信
- (25) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）に反する行為又はこれに類する行為
- (26) 情報システムに係る端末等の設備を物理的に損傷する可能性のある行為
- (27) P2P ソフト（ファイル共有ソフト）の使用
- (28) その他法令、社会慣行又は公序良俗に反する行為
- (29) その他情報システムの運営・運用を妨げる行為
- (30) 本学で定める各種規程、ガイドライン等に違反する行為
- (31) その他前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為、並びに前各号の行為を助長する行為

（本学アカウントでの電子メールの利用）

第9条 利用者等は、本学アカウントでの電子メールの利用にあたって、本規程に定めることのほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 添付ファイルの送受信、開封にあたっては、ウイルス対策ソフト等を使用し、ウイルス等の拡散や自己の管理する情報機器への感染を防止すること。
- (2) メールの誤送信、添付ファイル間違い等による個人情報の漏えいを行わないこと。
- (3) 複数人にメールを送る際において、本人から開示することの了解を得ていないまたは開示が適当でない個人のメールアドレスを送信先等に記載し、メールア

ドレスが全員に見える状態で送信することによるメールアドレス情報の漏えいを行わないこと。

- (4) 不審なメールを受信した際には、メールや添付ファイルの開封、返信、URLのクリック等を行わないこと。特に、アカウント情報を入力させるページに移動するようなメールは、利用者等の情報を得ようとするフィッシング詐欺メールの可能性のあることに留意すること。大学側から利用者等へ個別に「アカウント情報を再度入力させる」旨のメールは送らないため、不審に感じた場合は事務局へ問い合わせること。
- (5) メール転送設定について、情報セキュリティの確保が困難と判断される場合は当該設定を禁止する必要があることに留意すること。
- (6) 本学アカウントメールの適正な利用のため、その利用状況（送受信先、内容、添付ファイル等）が記録されていることに留意すること。状況に応じて、モニタリングされる可能性があることに留意すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、別に定める各規程や手順等がある場合はそれに従うこと。

（本学情報システムに接続する端末でのウェブサイト閲覧等）

第10条 利用者等は、本学情報システムに接続する端末でのウェブサイトの閲覧等において、本規程に定めることのほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 本学の情報システムを経由して任意のWebサイトを閲覧した場合、閲覧先のWebサーバに本学のネットワークを経由していることが記録されることに留意すること。
- (2) 不用意にウェブサイト上のプログラムやファイル等をダウンロード、実行等行わないようにすること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、別に定める各規程や手順等がある場合はそれに従うこと。

（自己の使用・管理する情報機器に係る安全管理義務）

第11条 利用者等は、自己の使用・管理する情報機器について、本学情報ネットワークを含む各情報システムとの接続状況に関わらず、その機能の安全性を維持する一次的な担当者となることに留意し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用するOS等の状態及びウイルス対策ソフトウェア等を最新の状態に保つこと。その他のソフトウェアについても脆弱性やセキュリティホールが残されていない状態にすること。
- (2) 各種情報機器のうち、利用者等の使用・管理するPCについては、必ずウイルス対策ソフトウェア等を導入すること。

- (3) ウイルス対策ソフトウェア等により不正ソフトウェアやプログラムとして検知されたファイル等を開かないこと。
- (4) ウイルス対策ソフトウェアの自動検査機能を有効にすること。
- (5) 定期的に全ての電子ファイルに対して、不正ソフトウェアやプログラムが存在しないことを確認すること。
- (6) 外部からデータ若しくはソフトウェアを情報機器に取り込み、又は外部にデータ若しくはソフトウェアを提供する場合は、不正ソフトウェアやプログラムが存在しないことを確認すること。
- (7) 常に最新のセキュリティ情報に注意し、不正ソフトウェアやプログラム感染の予防に努めること。
- (8) 各情報システムに情報機器を接続しようとする場合は、各情報システム所管課所等があらかじめ指定した方法により接続すること。
- (9) 情報機器の紛失及び盗難を発生させないように注意すること。
- (10) 情報機器の紛失又は盗難が発生した場合は、速やかに、事務局に届け出ること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、別に定める各規程や手順等がある場合はそれに従うこと。

(違反行為への対処)

第12条 利用者等は、本規程に違反するまたは違反する恐れがある行為を行った場合、本学から次に掲げる措置を受けることがある。

- (1) 当該行為の中止命令
- (2) 当該行為に係る情報発信、通信等の遮断命令
- (3) 当該行為者の各情報システムへの接続禁止
- (4) 当該行為者のアカウントの停止、削除または取り消し
- (5) その他本学の規程等に基づく措置、または手続の開始

(インシデント対応)

第13条 利用者等は、情報システムの利用において、情報セキュリティインシデントを発見した場合は、別に定める手順に従わなければならない。

(利用者等による情報セキュリティ対策教育の受講義務)

第14条 利用者等は年度講習計画に従って、本学情報システムの利用に関する教育を受講しなければならない。

- 2 利用者等は、情報セキュリティ対策の訓練に参加しなければならない。

(所管)

第 15 条 本規程の所管は事務局総務・経営企画課とする。

(その他)

第 16 条 この規程に定めるもののほか、情報システムの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 11 月 25 日から施行する。